

事業者排出量削減計画書

		新規	変更
(宛先) 京都府知事		平成23年 9月25日	
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 愛知県稻沢市天池五反田町1番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ユニー株式会社 代表取締役 前村哲路 電話0587-24-8111	

主たる業種	百貨店・総合スーパー			細分類番号	5	6	1	1
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則			第12条第1項第1号				
計画期間				第12条第1項第2号又は第3号				
基本方針	ユニー株式会社 環境方針 1. ユニー株式会社は、総合小売業として環境負荷の少ない安心安全な商品及びサービスを提供します。 2. 全従業員が環境問題に关心を持ち、「環境活動」「環境教育」を通じて、汚染の予防及び継続的な改善に努めます。 3. 環境側面に関連して適用可能な環境に関する法的要件事項及び当社が同意するその他の要求事項を順守し、お客様ならびに一般市民・行政機関とパートナーシップを取り、人と環境に優しい社会実現のために努力します。 4. 環境目的・環境目標を設定し、限りある資源を大切にするために、省資源・省エネルギーに取り組み、廃棄物の排出抑制、リサイクルを推進します。			第2条第1項第4号				
計画を推進するための体制	本社に「環境社会貢献部」を設置し、各店舗では、店長を委員長とした「省エネルギー委員会」の中で業務副店長を「エネルギー管理者」とした推進体制を構築する。			平成23年 4月から平成26年 3月まで				
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度(20~22年度)	第1年度(23年度)	第2年度(24年度)	第3年度(25年度)	増減率		
	事業活動に伴う排出の量	2,249.7トン	2,388.4トン	2,372.7トン	2,351.6トン	5.7 パーセント		
	評価の対象となる排出の量	2,591.7トン	2,388.4トン	2,372.7トン	2,351.6トン	-8.5 パーセント		
	目標の根拠	非効率なジョギングを廃止し販路への切替を行う。 空調温調制御の改良						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度(22年度)	第1年度(23年度)	第2年度(24年度)	第3年度(25年度)	増減率	
	店舗	事業活動に伴う排出の量 (営業面積×営業時間/100m ²)	85.70	79.05	78.53	77.83	-8.44 パーセント	
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント	
	原単位の指標及び目標の根拠	今後3年間に営業面積と営業時間は、変化しない。使用エネルギーの削減による。 $m^2 \times 4.0 \times 2.1 h \times 10^{-6} \text{東}$						
	重点的に実施する取組の実施計画	基準年度(22年度)	第1年度(23年度)	第2年度(24年度)	第3年度(25年度)	備考		
		60.0 パーセント	70.0 パーセント	75.0 パーセント	105.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(23) 年度	コジェネレーションの廃止 熱源COPの把握						
	(24) 年度	店内温度制御の改良						
	(25) 年度	LED照明等の検討と導入						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	通勤手当をガソリン代と公共交通機関いずれか低い額で支給						
	上記の措置を採用する理由	公共交通機関の停留所が遠い、帰宅が22時以降となる為						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度(23年度)	第2年度(24年度)	第3年度(25年度)	備考			
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン				
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン				
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン				
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン				
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン				
	合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	①. バイオマスプラスチック容器の使用 ②. 食品廃棄物リサイクルループ(京都府有機質資源)飼料化 ③. カーボンフットプリント制度試行事業参加 ④. 環境配慮商品の商品開発と販売 ⑤. 子供環境学習の実施							
特記事項								

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。